

佐賀県告示第 70 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定し、平成 27 年 2 月 21 日から施行する。

平成 27 年 2 月 20 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「BLUE SpiCe」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「DEEP BLUE 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「DEEP SEA 420M」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「EARTH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「Hyper Rocket」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「IMPACT」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「JUPITER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「METAL GOLD」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「METAL SILVER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「nice guy (販売名が nice guy blue であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「PREMIUM DIAMOND」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「Spiral Girl Yellow」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「VENUS」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「めっちゃめっちゃエロス」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「CIRCUS (販売名が CIRCUS Balloon であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「CIRCUS (販売名が CIRCUS Magic であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「Dance insence H aroma」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「G Violet」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「LOSE SEnD DiSMaY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「SEXUALITY (販売名が SEXUALITY Purple であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物

が液体のもの

(21) 次の写真に示すとおり、被包に「SpiRal girl BLACK aroma」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(22) 次の写真に示すとおり、被包に「SpiRal Girl Pink aroma」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(23) 次の写真に示すとおり、被包に「極上エロス」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(24) 次の写真に示すとおり、被包に「幸子乃雫」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(25) 次の写真に示すとおり、被包に「罪」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(26) 次の写真に示すとおり、被包に「罰」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(27) 次の写真に示すとおり、被包に「X POWDER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(28) 次の写真に示すとおり、被包に「EROSS MAX」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(29) 次の写真に示すとおり、被包に「SPEED MAX」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(30) 次の写真に示すとおり、被包に「nice guy」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(「次の写真」は、省略し、その写真を佐賀県健康福祉本部薬務課に備え置いて、及び佐賀県ホームページにおいて縦覧に供する。)

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、吸入、摂取その他の方法により

身体に使用されるおそれがあると認められるため